

学校生活規程

服装規定

(1) 男子服装容儀

ア 上着

(ア) 冬服

- ワイシャツを着用する。
- 着用期間は10月1日～5月31日まで。(着用開始前後2週間の猶予期間をおく)
- 本校指定の紺色の詰襟学生服を着用する。
- 襟章・ボタン等は本校所定のものを所定の位置に付ける。襟章は左襟に付ける。
ボタンは5個とし、袖ボタンは片側2個とする。
- 上着丈は、真つすぐ指を伸ばして、親指の付け根から先までの長さ。
(学生服を加工したものは不可)
- 極端なウエストのしぼりは禁止。また、ベンツは不可。
- ポケットラインは水平、袖口はストレートで開かない。

(イ) 夏服

- 着用期間は6月1日から9月30日まで。(着用開始前後2週間の猶予期間をおく)
- 白色のワイシャツのみを着用。(長袖、半袖とも可)
- 左胸ポケット上縁に本校所定の胸章(アイロンプリント)をつける。布地は白色で透けないものとし、地模様・飾り胸ポケットのワンポイントは不可。
- ワイシャツの下には、無地の白・黒・グレー・ベージュのシャツを着用する。
(胸元のワンポイントは可)
- シャツ丈は必ずズボンの中に入るものとする。

イ ズボン

- 本校指定のズボンとし裾が極端に細いものや、腰から膝にかけて極端に太いものは不可。
- ベルト通しより上が標準より幅広いものは不可。
- ポケットは斜め縦型。後ろポケットラインは水平、タックはツータックまで可。
- 裾はシングル。縫い目はノーステッチ。
- ベルトの色は黒・紺・茶とし華美な物はさける。

ウ 外装類

- 色は原則黒・紺・茶・グレーとする。
- 型は高校生向けのコート(Pコート、ダッフルコートなど)とする。
- セーターはできるだけ地味なものを着用し、詰襟より出してはいけない。
- マフラー等は、高校生らしいものとし華美なものはさける。

エ 靴下

- 色は白・黒・紺・グレーとする。(ガラは禁止)

オ カバン

- 教科書が入る大きさで、高校生らしく華美でないものとする。
- 型は学生用カバン・リュック式カバン・スポーツバッグ・革カバンに準ずるもの。

オ 靴

- 革靴(黒・紺・茶)と運動靴(華美でないもの)とする。
- 上履きは本校指定の上履とし、上下兼用は行わない。

カ 頭髪

- 流行にとらわれぬ高校生らしい髪型とし、詰襟にかぶさらない長さであること。
- パーマ・アイロン・脱色・染色・リーゼントは不可、剃り込み・眉剃りは禁止。

(2) 女子服装容儀

ア 上着

(ア) 冬服

- 着用期間は10月1日～5月31日まで。(着用開始前後2週間の猶予期間をおく)
- 本校指定のセーラー型とする。(色は濃紺)
- セーラー服の下には、胸元から見えないシャツを着るものとする。
- ネクタイは黒をつける。

○丈はウエスト線より5cm長くし、脇あきにしてもよい。(セーラー服の丈が極端に長いもの、短いものは不可)

(イ) 夏服

○着用期間 6月1日から9月30日まで。(着用開始前後2週間の猶予期間をおく)

○本校指定のセーラー型の長袖または半袖とし、色は白とする。(カラー、カフスは冬と同じ)

○セーラー服の下には、胸元から見えないシャツを着るものとする。

○長袖はまくり上げて着用しない。

イ スカート

○本校指定のスカートとし、ヒダは車ヒダにして24枚以内とする。

○スカート丈は膝の皿の中央とする。

ウ 外装類

○色は原則黒・紺・茶・グレーとする。

○型は高校生向けのコート(Pコート、ダッフルコートなど)とする。

○Vセーター着用の場合は本校指定のものとする。

○マフラー等は、高校生らしいものとし華美なものはさける。

エ 靴下

○紺色か黒色で無地のものとする。(ワンポイントは可。くるぶしが見えるもの、ルーズソックス・ニーハイは禁止)

○冬場の寒い時期は、タイツを着用しても良い。(色は黒のみ)

○入学式や卒業式等の正式な集会でのソックスは紺のハイソックスとする。

オ カバン

○教科書が入る大きさで、高校生らしく華美でないものとする。

○型は学生用カバン・リュック式カバン・スポーツバッグ・革カバンに準ずるもの。

カ 靴

○革靴(黒・紺・茶)と運動靴(華美でないもの)とする。

○上履きは本校指定の上履とし、上下兼用は行わない。

キ 頭髪

○頭髪は高校生としてふさわしい髪型とし、常に清潔に保つようにする。

○パーマ・カール・脱色・染色等特異な髪型は禁止する。

(3) その他

ア ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・指輪等は禁止。

イ 化粧(口紅、色つきリップも含む)はしない。

ウ 異装をするときにはその理由を明記し、保護者と連署して校長に提出する。この際生徒手帳にも記して担任に届ける。(様式第12号)

3 水泳・登山・旅行等について

(1) 水泳・登山などは、必ず練達の経験者の指導のもとに行う。

(2) 水泳事故を防止するよう事前の準備運動を十分ににする。

(3) 登山・旅行その他校外活動等は、本校の規定に従い、学校長へ届を提出してから行う。(様式第8号)

アルバイト許可条件

アルバイトについては原則的に禁止であるが、家計の補助や学費にするための場合は保護者と面談または電話で事情を確認の上、必要と認められればアルバイト許可申請書を提出させる。承認を得た者にはアルバイト許可願いを渡し、必要事項を記入の上、提出させ、下記の条件のもとに許可を与えるものとする。(1年次においては原則9月1日以降とする。)

1 期間

(1) 長期休業中の場合

30日を超えないものとする。

- (2) 長期休業中以外の場合
1週間のうち5日を超えないものとする。
- (3) 定期考査の1週間前から考査期間中
アルバイトは禁止する。

2 時 間

夜間は20時00分を超えないものとする。

3 職 種

- (1) 銚田二高生としての品位を下げないものとする。
例えばアルコール類を出す接客業や露天商などは許可しない。
- (2) 危険を伴う職業は許可しない。

4 許可しない場合や取り消す場合

- (1) 成績不振や欠席及び欠課時数が多くて進級及び卒業が危惧されるもの。
- (2) 生活指導を受けた場合アルバイトを中止し、アルバイト許可証は速やかに生徒指導部に返却し、当分の間アルバイトを禁止する。

5 その他

- (1) アルバイト許可証の発行は4月1日から翌年の3月31日までの1年間を有効期間として発行するものとする。継続する者は、再度アルバイト許可願を提出する。
- (2) 長期休業中の場合のみアルバイト許可を求める者も、同じ手続きとする。
- (3) 学校に依頼のあったアルバイトについては理由等を考慮する。(例 年賀状配達等)
- (4) 1年次において夏休み前にアルバイト許可が必要な者がいた場合、担任・年次主任が保護者と面談し、アルバイトをする理由、夏休み前にアルバイトを始める理由を確認する。確認後、上記手続きをし、上記条件のもとに許可を与えるものとする。

原付バイク免許取得・バイク通学規程

免許取得は許可制とし、自動二輪の免許取得は禁止する。

1年次は夏季休業に入ってから取得することができる。

1 原付バイク免許取得に関する諸手続き

- (1) 原付バイク免許取得説明会で説明を受ける。説明を受けた者は、原付バイク運転免許取得許可願を提出する。
- (2) 許可を受けた者の免許取得受験は、原則として授業に支障のない日とし、取得後は原付バイク運転免許取得届を提出する。(バイク所有者は自賠責保険のコピー添付)

2 原付バイク通学に関する諸手続き

(1) 通学条件

- ア 自宅から最寄りのバス停または駅までの場合。自宅からの距離が3km以上であること。
- イ 自宅から学校までの場合。自宅からの距離が4km以上、30km以内であること。
- ウ 自賠責保険以外に、任意保険にも必ず加入する。(任意保険のコピーを添付)
- エ ヘルメットはフルフェイスを着用する。
- オ 通学に使用するバイクはスクータータイプとする。

- (2) 原付バイク通学許可願と誓約書を提出し、学校長の許可を得てから原付バイク通学許可証を発行する。
- (3) 原付バイク通学許可を受けた者は、ステッカーを受け取り泥よけの下部、ヘルメット後頭部の見えるところに貼付する。(ステッカー代として300円徴収)

3 原付バイク運転に関する注意事項

- (1) 交通法規、交通道德を守り、事故等絶対に起こらないように注意する。
- (2) ヘルメットは必ず着用し、運転のさいの服装は危険防止に適したものとする。
- (3) バイクの二人乗り、バイク貸借は絶対にしない。

- (4) スピード出し過ぎ、無謀運転は絶対にしない。交差点等の一時停止は必ず励行する。
- (5) バイクの整備・保管等は厳重に行い、故障・盗難等の起こらないように注意する。
- (6) 原付バイク通学時の防寒具は、華美でないものとする。

普通自動車運転免許取得心得

- 1 普通自動車運転免許取得許可願の提出について
許可願を担任の先生に提出し、免許取得許可証および自動車学校入校許可証を得る。
(様式第13号)(様式第14号)。
- 2 誓約書について(誓約書B号)
未提出の生徒は、許可願と一緒に担任の先生に提出する。
- 3 自動車学校(教習所)への申込について
放課後や休日を利用して、自動車学校入校許可証および必要なものを添えて各自で直接申込みをする。
- 4 入校および通学について
 - (1) 入校解禁日は10月1日以降とする。授業や学校行事に支障のない放課後や休日を利用して入校および通学をすること。
 - (2) 登校日や授業時間、考査日(考査最終日の放課後を除く)およびその一週間前の教習は禁止とする。この間は教習手帳を担任の先生に提出すること。
- 5 自動車学校(教習所)の卒業時の扱いについて
自由登校前に卒業した場合には、担任に報告すること。なお、公安委員会での学科試験の受験は、2月1日以降(学校行事優先)にすること。また、取得後は必ず届を提出すること。本校卒業まで運転は厳禁とする。
- 6 その他
 - (1) 希望生徒は、普通自動車運転免許取得説明会に保護者が出席しなければならない。
 - (2) 誓約書記載事項に違反した場合は、教習手帳の学校保管やその他の指導がある。
 - (3) 本校の授業を欠席・遅刻・早退をして通学することは厳禁である。清掃やSHR等をきちんと済ませた後通学をすること。また、喫茶店や飲食店への出入り、化粧や喫煙等校則に違反する行為がないようにすること。
 - (4) 自動車学校へは、本校教諭が巡回指導を行う。
 - (5) 平素の生活態度に問題がある場合、又は学業成績が著しく劣る場合等は通学の許可をしない。
 - (6) 特別指導期間は自動車学校への通学はできない。